

中小企業経営強化税制【A類型:生産性向上設備】/生産性向上特別措置法を活用した、
レーザーマーカのご導入はいかがですか？

<中小企業経営強化税制>

即時償却

又は

10% 税額控除



<生産性向上特別措置法>

固定資産税
3年間ゼロ~1/2に軽減

2021年3月31日まで

対象製品:

ファイバーレーザーマーカ/YAGレーザーマーカ全機種

適用条件:

取得価格 160万円以上(機械装置)[※]

※帳簿を消費税込みで経理処理している場合(税込経理)は、消費税込みで160万円以上
消費税抜きで経理処理している場合(税抜経理)は、消費税抜きで160万円以上

その他要件 国内への投資であること/中古資産・貸付資産ではないこと等

対象者:

対象者:青色申告法人である中小企業者等(注1)及び特定の中小企業者(注2)で、
中小企業者等経営強化法に規定する経営力向上計画の認定を受けたもの、
生産性向上特別措置法に規定する先端設備等導入計画の認定を受けたもの

注1

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をい)、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じ。)に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人及び2以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人を除きます。

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

注2

特定の中小企業者とは、中小企業等協同組合(中小企業団体中央会に該当するものを除きます。)、
出資組合である商工組合及び商店街振興組合をいいます。

期間:

2017年4月1日~2021年3月31日までの間に、指定事業*の用に供した場合

*農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、建設業、製造業、ガス業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、
道路貨物運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貨渡業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、郵便業、
卸売業、小売業、損害保険代理業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、
飲食サービス業、生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合
(他に分類されないもの)、サービス業(他に分類されないもの)

(注1) 中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制のそれぞれの対象事業に
該当する全ての事業が中小企業経営強化税制の指定事業となります。

(注2) 電気業、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業(映画業を除く)等は対象になりません。

(注3) 風俗営業等の規制及び業務

措置内容:

<中小企業経営強化税制>

①即時償却 又は ②10%税額控除(資本金が3,000万円超1億円以下の法人は7%)のいずれか一方

<生産性向上特別措置法>

固定資産税が3年間にわたりゼロ~1/2に軽減

*1 本税制で特別償却又は税額控除の適用を受けた資産については、他の税制と併用して特別償却又は税額控除の適用を受けることはできません。

税額控除の上限は、税額控除適用前の法人税額の20%となります。また、当該適用資産以外で中小企業投資促進税制の税額控除の適用を受けている場合は、
その合計額が控除額の上限となります。また、控除しきれなかった税額控除後は1年間繰り越すことが可能です。その他控除額に限度額があります。

*2 市区町村によって異なります。

優遇税制のご利用にあたっては、公認会計士、税理士にご相談のうえ進めて頂くようお願い致します。

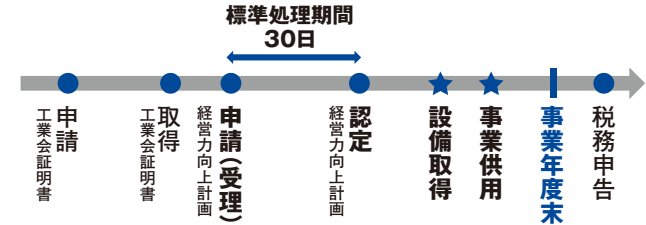
証明書発行手続き

本制度の適用には、設備取得前に工業会が発行する「証明書」の取得と、「経営力向上計画」(中小企業経営強化税制)*1、「先端設備等導入計画」(生産性向上特別措置法)*2の申請・認定が必要です。認定後に、設備取得することが原則となります。

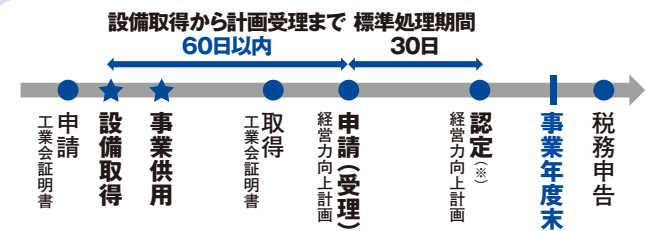
*1例外として設備を取得した後に「経営力向上計画」を申請する場合には、設備取得日から60日以内に「経営力向上計画」が受理される必要があります。(事業年度末までに認定と事業供用が必要です)
 *2例外として「先端設備等導入計画」の申請・認定前までに、工業会の証明書が取得できなかった場合でも、認定日から賦課期日(1月1日)までに、中小企業庁指定の誓約書及び工業会証明書を追加提出することで3年間特例を受けることが可能です。

中小企業経営強化税制

原則 経営力向上計画の認定を受けてから設備を取得する場合



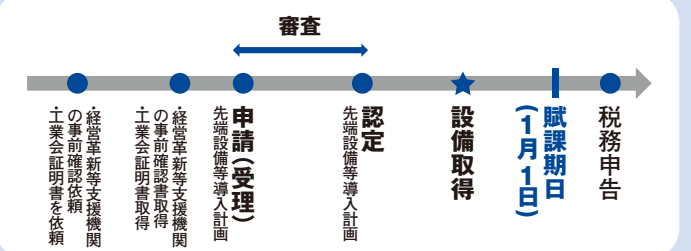
例外 設備取得後に経営力向上計画を申請する場合



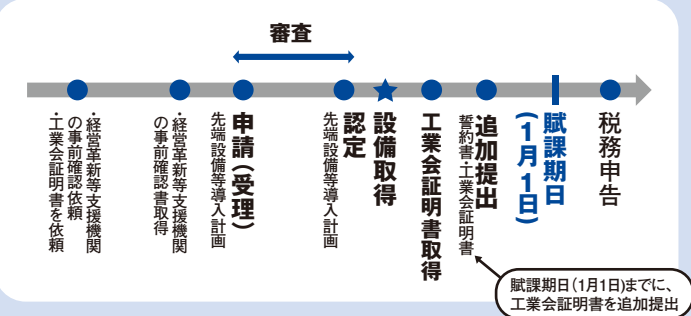
※税制の適応を受けるためには、各企業の事業年度内に認定を受ける必要があります。

生産性向上特別措置法

原則 先端設備等導入計画の認定を受けてから設備を取得する場合



例外 設備取得後に先端設備等導入計画を申請する場合



製品に関するお問い合わせ先

TEL : 052-824-4195 (平日のみ)

FAX : 052-824-4196

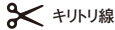
Email : lm-contact@brother.co.jp

<http://www.brother.co.jp/product/lasermarker/>



ブラザー工業株式会社

〒467-8562 愛知県名古屋市長瀬区河岸一丁目1-1



キリ線

中小企業経営強化税制/生産性向上特別措置法 申し込みフォーム

※こちらの申し込みフォームにご記入のうえ、販売店又は弊社営業担当までお送りください。

設置場所 (会社名/工場名)	お名前	
TEL	FAX	
E-mail	@	
住所		
設備型式		
設置(予定)日	台数	
証明対象 設備 ※右表から1つ ご選択ください	<input type="checkbox"/> 繊維工業用設備 <input type="checkbox"/> 家具又は装備品製造業用設備 <input type="checkbox"/> プラスチック製品製造業用設備 <input type="checkbox"/> 窯業又は土石製品製造業用設備 <input type="checkbox"/> 鉄鋼業用設備 <input type="checkbox"/> 非鉄金属製造業用設備 <input type="checkbox"/> 金属製品製造業用設備 <input type="checkbox"/> はん用機械器具製造業用設備 <input type="checkbox"/> 生産用機械器具製造業用設備 <input type="checkbox"/> 業務用機械器具製造業用設備 業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。第17号 第21号及び第23号に掲げるものを除く。 <input type="checkbox"/> 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備 <input type="checkbox"/> 電気機械器具製造業用設備 <input type="checkbox"/> 情報通信機械器具製造業用設備 <input type="checkbox"/> 輸送用機械器具製造業用設備 <input type="checkbox"/> その他の製造業用設備 <input type="checkbox"/> 建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	

ご参考: 日本鍛圧機械工業会HP https://j-fma.or.jp/images/2016/07/16_taiousetubi.pdf